改正後

（土地の所有者と思料される者が記録されている書類）

第二条　令第一条第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、当該法人の登記簿（当該法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体である場合にあっては、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第二十一条第二項に規定する台帳。次項第二号において同じ。）

2　（略）

（障害物の伐採等の公告及び通知の方法）

第六条　法第七条第二項の規定による公告は、官報又は都道府県若しくは市町村の公報若しくはウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2　（略）

（裁定申請があった旨等の公告の方法）

第二十一条　法第十一条第四項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うほか、都道府県知事がその公告すべき内容を事業区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。ただし、当該事業区域内に掲示して行うことが困難であるときは、当該事業区域の付近にこれを掲示して行うことができる。

（裁定の公告の方法）

第二十七条　法第十四条（法第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

（権利の譲渡の承認の公告の方法）

第三十条　法第二十二条第二項の規定による公告は、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

（裁定の取消しの公告の方法）

第三十一条　法第二十三条第二項の規定による公告は、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

（裁定申請書の添付書類）

第三十九条　法第二十七条第三項第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、都道府県知事が必要がないと認める場合にあっては、第七号に掲げる書類を添付することを要しない。

一～十一　（略）

2・3　（略）

（裁定申請があった旨等の公告の方法）

第四十条　法第二十八条第一項の規定による公告は、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

（裁定手続開始の決定の公告の方法）

第四十六条　法第三十条第一項の規定による公告は、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

改正前

（土地の所有者と思料される者が記録されている書類）

第二条　令第一条第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、当該法人の登記簿（当該法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体である場合にあっては、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第二十一条第二項に規定する台帳）

2　（略）

（障害物の伐採等の公告及び通知の方法）

第六条　法第七条第二項の規定による公告は、官報又は都道府県若しくは市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　（略）

（裁定申請があった旨等の公告の方法）

第二十一条　法第十一条第四項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うほか、都道府県知事がその公告すべき内容を事業区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。ただし、当該事業区域内に掲示して行うことが困難であるときは、当該事業区域の付近にこれを掲示して行うことができる。

（裁定の公告の方法）

第二十七条　法第十四条（法第十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（権利の譲渡の承認の公告の方法）

第三十条　法第二十二条第二項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（裁定の取消しの公告の方法）

第三十一条　法第二十三条第二項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（裁定申請書の添付書類）

第三十九条　法第二十七条第三項第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～十一　（略）

2・3　（略）

（裁定申請があった旨等の公告の方法）

第四十条　法第二十八条第一項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（裁定手続開始の決定の公告の方法）

第四十六条　法第三十条第一項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。